

目の不自由な方への使い勝手を配慮した点字案内づくりのために

触知(点字)案内図の大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅 1,000 mm 以内、縦幅 600 mm 以内とすることが望ましい。

設置位置 (設置形の場合)

床と垂直な壁面とに取り付ける触知案内図の設置高は、触擦範囲の中心が床から1,400 mm 程度となる位置にする。ただし、床と水平、又はそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合には、この限りではない。いずれの場合も設置のときは、触読性を妨げないように配慮しなければならない。

触知(点字)案内図の向き

1階及び 2階など、上下に重なった関係にある案内図及び一つの大きな場所を複数に分割して表示する案内図は、縮尺及び向きを統一する。

触知図形

触知図形は、次による。

- a)触知図形は、触読性を優先するために変形することができる。
- b)触知図形は、利用できる箇所と利用できない箇所との差を明確にしなければならない。
- c)部屋又は建物などの出入口の位置表示は、明確にしなければならない。
- d) 1階及び 2 階など上下の重なった空間は、分けて表示しなければならない。
- e)墨字の案内図と併記する場合、触読性が損なわれてはならない。
- f)墨字の案内図と併記する場合、弱視者・色覚障害者が見やすいレイアウト、コントラスト及び配色にすることが望ましい。

点字表示

点字表示は、次による。

- a)触知図形に点字を表示する場合には、触知記号の触読性を妨げないようにする。
 - b)点字表示は、触知案内板の横軸方向と平行に表示することが望ましい。やむを得ず傾斜する場合でも、角度の大きな傾斜は避ける。
 - c)広い箇所を説明する点字は、その領域内に書かなければならない。また、引き出し線は、用いないことが望ましい。
 - d)触知記号を説明する点字は、できるだけ近い位置に配置することが望ましい。
 - e)墨字の語が言い換え可能な場合、墨字及び異なる語を点字で表示することができる。
- 例 1 “現在位置”→“現在地” 例 2 “化粧室”“お手洗い”“便所”→“トイレ”

触知(点字)案内図に用いる材料

触知案内図に用いる材料は、次による。

- a)触読性が良好で、手指を傷つけない表面形状になるものとする。
- b)長期間の使用によって、著しい劣化及び破損しないものとする。
- c)外的熱環境が原因となって、手指で触れられないほどの高温又は低温にならないものとする。